

2023年3月14日

投資信託受益者の皆さまへ

明治安田アセットマネジメント株式会社

SVB ファイナンシャル・グループおよびシグネチャー・バンクの  
株式・債券保有状況について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

各種報道のとおり、米連邦預金保険公社(FDIC)は、2023年3月10日にSVB ファイナンシャル・グループ傘下のシリコンバレーバンク(SVB)が経営破綻し、事業を停止したと発表しました。また、ニューヨーク州金融監督当局は3月12日にシグネチャー・バンクの事業を同日付で停止したと発表しました。

弊社が設定・運用する公募投資信託における当該銘柄の保有比率は下記のとおりです。弊社投資信託への影響は限定的と考えておりますが、引き続き市場動向を注視してまいります。

今後とも弊社投資信託をご愛顧くださいますよう、何卒よろしく御願い申し上げます。

記

弊社が設定・運用する公募投資信託における2023年3月10日現在の株式・債券の保有状況

・「SVB ファイナンシャル・グループ」  
保有はございません。

・「シグネチャー・バンク」

ファンド名	保有資産	保有比率
明治安田アメリカ株式ファンド	株式	0.04%
明治安田ライフプランファンド20	株式	0.00%
明治安田ライフプランファンド50	株式	0.00%
明治安田ライフプランファンド70	株式	0.01%
フコク株25大河	株式	0.00%
フコク株50大河	株式	0.00%
フコク株75大河	株式	0.01%
楽天資産形成ファンド	株式	0.01%

※保有比率は純資産総額比率です。

四捨五入の関係で一部ファンドの保有比率が0.00%となっておりますが、当該銘柄は保有しています。

以上

### 【ご留意事項】

当資料は、投資家の皆さまがファンドの理解に資するための情報提供を目的とするものであり、投資勧誘を目的とするものではありません。

#### ●お申込みに際しての留意事項

- ・ファンドの取得のお申込を行う場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書(交付目論見書)で内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- ・投資家の皆さまの投資元本は金融機関の預貯金と異なり保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
- ・投資信託への投資にあたっては、投資家の皆さまに、購入時手数料や信託財産留保額のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等のコストをご負担いただきます。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

#### ●投資信託に係る主なリスク

- ・投資信託は値動きのある証券等に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預貯金とは異なり投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
- ・投資信託はリスクを含む商品であり、運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。
- ・投資信託の主なリスクには、価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等があります。投資信託は、個別のファンドにより投資対象資産の種類や投資制限、投資対象国等が異なりますので、各ファンドのリスクの内容や性質はそれぞれ異なります。詳細については投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。なお、前述のリスクについては、一般的な投資信託を想定しています。

#### ●投資信託に係る費用

お客さまには、以下の費用の合計をご負担いただきます。合計額については保有期間等により異なりますので、表示することができません。

##### ①お申込手数料

お申込受付日またはお申込受付日の翌営業日の基準価額に対し3.3%(税込)を上限として、各販売会社が定める料率を乗じて得た金額とします。

##### ②信託財産留保額

換金申込受付日または換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.5%の率を乗じて得た額を上限とします。

##### ③保有期間中にファンドが負担する費用(間接的にご負担いただく費用)

- ・信託報酬 信託財産の純資産総額に対し実質的に年2.09%(税込、概算)の率を乗じて得た額を上限とします。
- ・その他費用 信託財産の監査にかかる費用(監査費用)を監査法人に支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。(その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。)

※上記に記載している費用等は、一般的な投資信託を想定しています。費用の料率については、明治安田アセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収する夫々の費用における最高の料率を記載しています。各ファンドの手数料等の詳細は、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

明治安田アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号  
加入協会:一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会